

八代市マンション管理計画の認定に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、マンションの管理の適正化を推進するに当たり、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の管理計画の同項の認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(添付書類)

第 2 条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号）第 1 条の 2 第 1 項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する法第 5 条の 4 各号に掲げる基準に適合している旨を証する書類とする。

(その他)

第 3 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。